

薩摩川内市国土強靱化地域計画 (案)

～互いに支え合い、安全・安心な暮らしの充実を目指して～



令和 2 年 月

薩 摩 川 内 市



目 次

第 1 章 計画策定の趣旨、位置付け

- 第 1 節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 2 節 本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 2 章 基本的な考え方

- 第 1 節 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 2 節 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 3 節 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 3 章 市の地域特性及び災害想定

- 第 1 節 本市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第 2 節 対象とする自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第 4 章 脆弱性評価

- 第 1 節 リスクシナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第 2 節 脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 5 章 本計画の推進方針

- 第 1 節 リスクシナリオごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 第 2 節 指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第 6 章 推進方針に基づく事業

- リスクシナリオごとの推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第 7 章 本計画の推進

- 第 1 節 本計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 第 2 節 本計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 第 3 節 市その他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・・・・・ 63

参考資料

- 用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 第 2 次薩摩川内市総合計画後期基本計画 施策体系図・・・・・・・・ 65

第 1 章 計画策定の趣旨、位置付け

第 1 節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が定められ、平成 30 年 12 月に見直しが行われた。

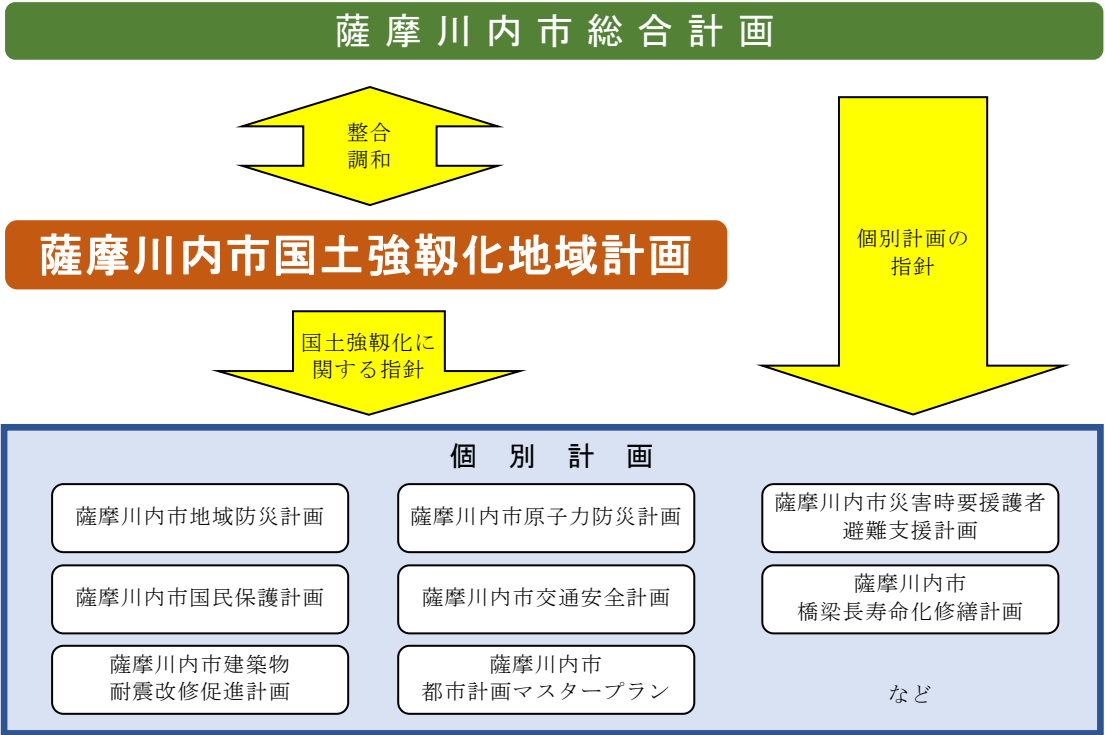
また、鹿児島県においては、平成 28 年 3 月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和 2 年 3 月に見直しが行われたところである。

薩摩川内市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）は、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携の下、総合的・計画的に推進するために策定するものである。

市民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、また、大規模な自然災害が発生すれば市域の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では大規模な自然災害を主な対象としながら、薩摩川内市地域防災計画及び薩摩川内市原子力防災計画との連携を十分図っていくものとする。

第2節 本計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第2次薩摩川内市総合計画との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。



第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
- ④ 迅速な復旧復興が図られる。

第2節 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 必要最低限の上下水道、電気等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点に寄らず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節 本市の地域特性

1 地形・地質の概要

(1) 地形

本市は、鹿児島県の西北部に位置する本土区域と、上甕島、中甕島、下甕島で構成される甕島区域に分かれ、総面積682.92km²を有している。

市域は、東シナ海に面した海岸線、市街地部を流れる一級河川・川内川や藺牟田池を始めとする緑豊かな山々や湖、地形の変化の美しい甕島、各地の温泉など、多種多様な自然環境を有している。

◆本市の自然的防災上の特徴

- ①九州の三大河川の一つで、豊富な水量が流下する川内川の下流域を占める。
- ②紫尾・八重山山系に囲まれ、九州山地から段丘、平野部と変化に富んだ地形を形成
- ③絶壁、リアス式などの特異な地形を持つ甕島（高潮・海上交通の孤立化の懸念）
- ④水と緑と海洋の良好な自然（過去に洪水・高潮・地震など各種災害を経験）

本土地域は、九州の三大河川の一つである川内川の下流域を占め、九州山地の一部紫尾・八重山山系に周囲を抱かれ、大小段丘、中小河川、湖、平野部と変化に富んだ地形を形成している。また、甕島地域は、南北に細長い島で中心部を山地が縦貫し、東海岸は海岸線が出入りした良港に恵まれるが、西海岸は絶壁地帯が多く、秋から冬にかけての季節風による強風・波浪が続く日が多い。

これらの多彩で美しい自然環境も、夏から秋にかけては豪雨や台風が襲来し、住家を始め、農作物や海岸近くの諸施設に甚大な被害をもたらしている。

(2) 地質

本土地域の地質は、海岸河口域で安山岩を基盤とし、その上層部に砂丘、砂層が発達し、各河川の流域は、沖積された砂礫層、砂交り礫質、粘土層、ローム層その他主として洪積層から構成されている。また、甕島地域では、上甕島の古第三期の砂岩・頁岩互層と下甕島の紫尾山系と同様な花崗岩類からなる地質に代表される。

本県地質の特徴とされているシラス土壌の分布は、川内川の河口付近の市街地部でシラス土壌の分布割合は低く、東側に火山岩類安山岩とともに広く分布する。

※ シラス土壌は、火山灰で相当の軽石と少量の安山岩、水成岩の礫を含んでいるが、普通土砂の比重約2.6に比し、シラスは2.3程度で、比較的水に運ばれやすい土壌である。

2 気象概況

気象は、一般に広大な地域にわたる現象であるので、鹿児島県全域の概況と本市の部分的事情を考慮して、鹿児島県地域防災計画及び本市の諸資料から分析した概況は次のとおりである。

鹿児島県は、日本列島の最南端に位置し、気象は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属している。本市は温帯に属し、海岸地帯と東側山間部とに多少の差が見られ、わずかに11月から3月頃までの間に霜と、年に数日の雪を見る程度である。

気温は、年間平均17～18℃位である。年間降水量は約2,000ミリで、5～8月に集中する傾向がある。

また、市域は、川内川等の影響で濃霧が多く、年間およそ40日程度濃霧が発生し、特に11月～2月頃が多い。

3 人口

総人口は昭和30年から昭和50年にかけて一度減少し、100,000人を割り込んでいた。その後、昭和60年にかけて9,000人弱増加し108,105人と最近でのピークを迎えた後、減少に転じ、平成22年には再び100,000人を割り込み、平成27年の国勢調査において96,076人となっている。

今後も人口減少が続くものと見られ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本市の将来人口は、令和27年（2045年）には69,835人、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）38.9%になると見込まれている。

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

本市の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは、6月～8月にかけて年間降水量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置する本市は、台風の通り道にあり、勢力が強い段階で猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

【想定災害】

既往風水害のうち、排水ポンプ施設が整備された昭和62年以降において、最大規模であった平成18年7月22日～23日にかけての大雨（県北部豪雨災害）と同程度の豪雨に加え、平成11年9月24日に襲来した台風18号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらと同程度の災害を想定災害として位置付ける。

想定される被害の総括表【薩摩川内市】

想定項目\災害名 年月日		県北部豪雨災害 (平成18年7月)		台風18号 (平成11年9月)	
気象概況		・連続降雨量 770 mm		・最大瞬間風速・風向 51m/s ・連続降雨量 87 mm	
人的被害	死者数	1	名	－	名
	行方不明	－	名	－	名
	重傷	－	名	－	名
	軽傷	－	名	11	名
建物被害	全壊	9	戸	3	戸
	半壊	61	戸	6	戸
	一部破損	4	戸	2,922	戸
	床上浸水	18	戸	3	戸
	床下浸水	83	戸	10	戸

2 地震・津波

県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成28年4月に発生した熊本地震のように、今後大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

【想定災害】

市地域計画が前提とする想定地震は、鹿児島県の地震・津波の想定を考慮した上で、県西部直下及び甕島列島東方沖を震源とした震度6強を想定する。

想定地震		最大震度
1	県西部直下の地震（本土）	震度6強
2	甕島列島東方沖の地震（甕島）	震度6強

(1) 建物被害 : 全壊・焼失棟数(棟)

(注1) - : わずか (5棟未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない。

(注3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する。）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(注1) - : わずか (5人未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

(注3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する。）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

■ 鹿児島県被害予測調査による想定地震の概要

(注) 一：発生しない。

- 8 -

第4章 脆弱性評価

第1節 リスクシナリオ

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、国基本計画に準じ、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「リスクシナリオ」を、次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	必要最低限の上下水道、電気等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる	6-1	ライフライン（上水道、汚水処理施設、電気等）の長期間にわたる機能の停止
		6-2	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質等の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

第2節 脆弱性評価結果

31の「リスクシナリオ」ごとに、本市が取り組んでいる施策や事業について、その取組状況や現状の課題などを整理し、次のとおり脆弱性評価を行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ① 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(交通施設の耐震化)

- ② 大規模地震が発生した場合、交通施設の複合的な倒壊により、交通網が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設の耐震化を促進する必要がある。

(無電柱化等の推進)

- ③ 大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(公共施設の耐震化の推進)

- ④ 発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、耐震化を推進する必要がある。

(防災訓練や防災教育等の推進)

- ⑤ 地区コミュニティ協議会や自治会、学校、職場等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(土地区画整理事業等の推進)

- ① 大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(消防団や自主防災組織等の充実強化)

- ② 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発など、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

(大規模地震時の電気火災対策の推進)

- ③ 大規模地震時における電気を起因とする火災の発生を抑制するために、地震時の電気火災等の防火対策の推進等を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)

- ・ 広域にわたる大規模津波が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定される。そのため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川改修等の治水対策)

- ① 過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など、優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

(雨量や河川水位などの防災情報の提供)

- ② 異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。また、現在、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、県が策定した浸水想定区域図を基に、河川ハザードマップの策定を行っているところである。今後、多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップの作成など、ソフト対策を推進する必要がある。

(ダム of 老朽化対策の推進)

- ③ 異常気象等による豪雨が発生した場合、ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

- ④ 異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備、維持管理、更新を行う必要がある。

(雨水ポンプ施設の老朽化対策の推進)

- ⑤ 異常気象等による豪雨が発生した場合、内水面の上昇に伴う浸水により、住民等の生命・

身体に危害が生ずるおそれがある。雨水ポンプ施設については、施設の機能を維持するために耐水化・防水化を図りつつ、老朽化に伴う施設の更新を計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う必要がある。

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

(治山事業の推進)

- ① 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(土砂災害対策の推進)

- ② 土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、市民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

(がけ地等に近接する危険住宅の移転促進及び危険廃屋等の解体撤去促進)

- ③ がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。また、適正に管理が行われていない危険廃屋が、防災面において地域住民へ深刻な影響を及ぼしているため、解体撤去を促進する必要がある。

(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

- ④ 土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により土砂災害が生じるおそれがあるため、引き続き、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

(水道施設等の耐震化等の推進)

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれが想定される。このため、水道施設等における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する必要がある。

(物資輸送ルートの確保)

- ② 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のためのルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、緊急輸送機能の軸となる交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保や関係機関との協力体制の強化を図る必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める必要がある。

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進)

- ④ 災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

- ⑤ 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(救急医療体制の充実・強化)

- ⑥ 救急医療体制を充実・強化するため、県の運航するドクターヘリが安定した運用ができるよう、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

- ⑦ 本市には災害拠点病院等（済生会川内病院・川内市医師会立市民病院）があるが、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図

るとともに、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

- ⑧ 大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、備蓄品目の見直しや更新を行うとともに、適正な保管管理を行う必要がある。

(輸血用血液製剤の確保)

- ⑨ 大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがあるため、血液が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる必要がある。

(災害拠点病院等との連携強化)

- ⑩ 大規模災害発生時に、迅速な医療が提供できるよう、本市の災害拠点病院等（済生会川内病院・川内市医師会立市民病院）との連携を強化する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(物資輸送ルートの確保) (再掲2-1)

- ① 大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のためのルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、緊急輸送機能の軸となる交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保や関係機関との協力体制の強化を図る必要がある。

(道路寸断による孤立集落の発生防止対策)

- ② 災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行之、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲2-1)

- ③ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める必要がある。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防施設、情報通信機能の耐災害性の強化)

- ① 地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

(消防の体制等強化)

- ② 大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- ③ 災害対応において、関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

(DMATの受入体制の整備)

- ④ 済生会川内病院において、災害発生直後の急性期（概ね４８時間以内）に救命救急活動を開始できるよう、県知事の派遣要請により市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備するため、県と連携して取組を進める必要がある。

２－４ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(備蓄物資の供給体制等の強化) (再掲２－１)

- ① 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(一時滞在施設の確保)

- ② 帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

２－５ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲２－１)

- ① 災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲２－１)

- ② 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める必要がある。

(救急医療体制の充実・強化) (再掲 2-1)

- ③ 救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(災害拠点病院等との連携強化) (再掲 2-1)

- ④ 大規模災害発生時に、迅速な医療が提供できるよう、本市の災害拠点病院等(済生会川内病院・川内市医師会立市民病院)との連携を強化する必要がある。

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

- ⑤ 災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する必要がある。

(DMATの受入体制の整備) (再掲 2-3)

- ⑥ 済生会川内病院において、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、県知事の派遣要請により市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備するため、県と連携して取組を進める必要がある。

(災害医療コーディネート体制の整備)

- ⑦ 災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について検討を行う必要がある。

(医療救護活動の体制整備)

- ⑧ 本市には災害拠点病院等(済生会川内病院・川内市医師会立市民病院)があるが、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)

- ① 浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒指示等を行う保健所との連携に努める必要がある。

(下水道BCPの見直し)

- ② 大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

２－７ 劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（公共施設の耐震化の推進）（再掲 １－１）

- ① 発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、耐震化を推進する必要がある。

（電力供給遮断時の電力確保）

- ② 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、再生可能エネルギー設備に係るコストを考慮した場合、再生可能エネルギー電源の供給エリアを限定することとなるため、非常用発電機との併用や独立型ＬＥＤ街路灯（スマコミライト）の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図る必要がある。

（避難所の施設整備）

- ③ 非常用電源などの防災機能の充実を図るとともに、バリアフリー化等の施設整備を図る必要がある。

（避難所の環境整備）

- ④ 避難所における安全性及び良好な居住性の確保など、避難所に滞在する避難者の生活環境の整備に取り組む必要がある。

（避難所運営マニュアルの見直し）

- ⑤ 地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どもへのニーズへの対応等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの見直しを検討する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(公共施設の耐震化の推進) (再掲 1-1)

- ① 発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、耐震化を推進する必要がある。

(電力供給遮断時の電力確保) (再掲 2-7)

- ② 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、再生可能エネルギー設備に係るコストを考慮した場合、再生可能エネルギー電源の供給エリアを限定することとなるため、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯(スマコミライト)の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図る必要がある。

(情報通信インフラの確保)

- ③ 災害等による情報通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関を中心に、情報通信機能を強化する必要がある。

(自治体BCPの策定等)

- ④ 本市における業務継続計画(BCP)の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報伝達手段の多様化)

- ① Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線機能の維持・管理、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、インターネットの活用、FMさつませんだいとの協定等により、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、旅行者や高齢者・障害者等にも配慮した情報提供手段を確保する必要がある。

(情報通信インフラの確保) (再掲 3-1)

- ② 災害等による情報通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関を中心に、情報通信機能を強化する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(道路網の確保)

- ① 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する必要がある。

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ② 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動の停滞が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。また、離島港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲 2-1)

- ③ 災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(企業におけるBCP策定等の支援)

- ④ 災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)の策定や、不測の事態においても事業を継続するための業務継続マネジメント(BCM)の構築についての支援情報の周知・広報に努める必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施)

- ・ 災害による死傷者を最小化するため、装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 5-1)

- ① 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、物流機能等の大幅な低下が想定される。このため、海上からの物資輸送ルートを確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。

(道路の防災対策の推進)

- ② 道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を推進する必要がある。

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲 2-1)

- ③ 災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(道路網の確保) (再掲 5-1)

- ① 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食糧の安定供給の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する必要がある。

(漁港の機能保全)

- ② 大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性を確保する必要がある。施設の機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する必要がある。

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲 2-1)

- ③ 災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の強化) (再掲 2-1)

- ④ 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

5-5 災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(応急給水体制の整備)

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、応急給水体制を整備する必要がある。

(農業水利施設等の適切な維持管理)

- ② かんがい用水のための川内右岸地区第2揚水機場を整備しているが、造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、関連施設の適切な維持管理に努め、川内右岸地区の農業用水の安定的な供給を行う必要がある。

6 必要最低限の上下水道、電気等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

6-1 ライフライン（上水道、污水处理施設、電気等）の長期間にわたる機能の停止

（水道施設等の耐震化等の推進）（再掲 2-1）

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれが想定される。このため、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する必要がある。

（污水处理施設の防災対策の強化）

- ② 大規模地震等が発生した場合、污水处理施設の被災により施設が使用不能となり、污水处理に支障を来すことが想定される。このため、老朽化が進行している污水处理施設の更新等を速やかに実施し、施設の安全性を高めるとともに、污水处理施設の耐震対策等を推進する必要がある。

（小型合併処理浄化槽への転換の促進）

- ③ 大規模地震等が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、個別処理の地域において、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

（下水道BCPの見直し）（再掲 2-6）

- ④ 大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

（電力供給遮断時の電力確保）（再掲 2-7）

- ⑤ 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、再生可能エネルギー設備に係るコストを考慮した場合、再生可能エネルギー電源の供給エリアを限定することとなるため、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯（スマコミライト）の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図る必要がある。

6-2 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲 2-1)

- ① 災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保)

- ② 陸上輸送ルートを確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

(無電柱化等の推進) (再掲 1-1)

- ③ 大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ④ 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生

(救助活動能力(体制、装備資機材)の充実向上)

- ① 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

(土地区画整理事業等の推進) (再掲1-2)

- ② 大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(都市公園事業の推進)

- ③ 大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

(消防団や自主防災組織等の充実強化) (再掲1-2)

- ④ 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発など、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

(大規模地震時の電気火災対策の推進) (再掲1-2)

- ⑤ 大規模地震時における電気を起因とする火災の発生を抑制するために、地震時の電気火災等の防火対策の推進等を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域災害の発生

(港湾BCPの推進)

- ① 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPに基づき、関係者と連携を図り、これらの事態への対応の強化を推進する必要がある。

(消防団や自主防災組織等の充実強化) (再掲1-2)

- ② 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発など、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化の促進) (再掲 1-1)

- ① 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(交通施設の耐震化) (再掲 1-1)

- ② 大規模地震が発生した場合、交通施設の複合的な倒壊により、交通網が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設の耐震化を促進する必要がある。

(無電柱化等の推進) (再掲 1-1)

- ③ 大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(農業用ため池の防災対策)

- ① 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する必要がある。

(防災インフラの維持管理・更新)

- ② 防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

7-5 有害物質等の大規模拡散・流出

(保安全管理体制の強化)

- ① 管内の危険物施設に計画的に立入検査を実施し、維持管理状況の把握及び消防法に基づく点検等を実施し、保安全管理体制を強化するとともに、当該施設で発生する特殊な災害を防ぐため、防災上必要な資機材の整備等を行う必要がある。

(川内川水系の水質汚濁対策)

- ② 川内川の水は、上水道用水・農業用水・工業用水として幅広く利用されており、有害物質等が流出する水質事故等により、川内川の水質が悪化し、安全な水利用が脅かされる事態に対処するため、関係機関と連携して、水質汚濁対策に取り組む必要がある。

(原子力防災)

- ③ 福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が放出される事態を想定し、市民への原子力防災の継続的な情報提供に加え、国、県と協力して広域避難訓練を含む原子力防災訓練を実施し、訓練による課題や問題点を検証し、避難計画を改善していく必要がある。また、原子力災害時の避難道路の整備を促進する必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地浸食防止対策の推進)

- ① 豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

(適切な森林整備の推進)

- ② 適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により森林被害が発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(鳥獣被害防止対策の推進)

- ③ 野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(ストックヤードの確保)

- ① 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ② 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本市における通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理計画を策定し、当該計画に基づき、処理の実効性向上に努める必要がある。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(関係団体との体制の強化、担い手確保・育成)

- ・ 復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組を行う必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(海岸・河川堤防等の整備)

- ・ 洪水・高潮による浸水が発生した場合、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る必要がある。また、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

- ① 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。そのため、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実する必要がある。

(文化財の保護管理)

- ② 文化財を災害から守るため、所有者又は管理者に対する防災体制の確立のための支援・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進するとともに、災害による損害・損失を最小限にとどめるための連携や技術取得を行う必要がある。

第5章 本計画の推進方針

第1節 リスクシナリオごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「リスクシナリオ」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ① 住宅・建築物の耐震化を促進する。

(交通施設の耐震化)

- ② 交通施設の耐震化を促進する。

(無電柱化等の推進)

- ③ 大規模地震の発生により倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。また、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

(公共施設の耐震化の推進)

- ④ 発災後の活動拠点となる公共施設等について、耐震化を推進する。

(防災訓練や防災教育等の推進)

- ⑤ 地区コミュニティ協議会や自治会、学校、職場等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(土地区画整理事業等の推進)

- ① 都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

(消防団や自主防災組織等の充実強化)

- ② 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発など、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

(大規模地震時の電気火災対策の推進)

- ③ 地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、火災予防運動等や防火指導訪問事業などの機会を通じて防火対策の啓発を図る。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)

- ・ 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化等の取組を推進する。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川改修等の治水対策)

- ① 現在推進している河道掘削、築堤等の整備について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る。

(雨量や河川水位などの防災情報の提供)

- ② 異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。また、現在、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、県が策定した浸水想定区域図を基に、河川ハザードマップの策定を行っているところである。今後、多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップの作成など、ソフト対策を推進する。

(ダムの老朽化対策の推進)

- ③ 異常気象等による豪雨が発生した場合、ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

- ④ 異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備、維持管理、更新を行う。

(雨水ポンプ施設の老朽化対策の推進)

- ⑤ 異常気象等による豪雨が発生した場合、内水面の上昇に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。雨水ポンプ施設については、施設の機能を維持するために、耐水化・防水化を進め、老朽化に伴う施設の更新を計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、適切に整備、維持管理、更新を行う。

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生

(治山事業の推進)

- ① 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

(土砂災害対策の推進)

- ② 土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況である。このため、市民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

(がけ地等に近接する危険住宅の移転促進及び危険廃屋等の解体撤去促進)

- ③ がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。適正に管理が行われていない危険廃屋等の解体撤去を促進する。

(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

- ④ 土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る。また、異常気象等により土砂災害が生じるおそれがあるため、引き続き、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

(水道施設等の耐震化等の推進)

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する。

(物資輸送ルートの確保)

- ② 道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、緊急輸送機能の軸となる交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保、関係機関との協力体制の強化を図る。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ③ 拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進)

- ④ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道の整備促進活動を強化する。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

- ⑤ 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

(救急医療体制の充実・強化)

- ⑥ 救急医療体制を充実・強化するため、県の運航するドクターヘリが安定した運用ができるよう、県及び関係機関との連携を強化する。

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

- ⑦ 関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図るとともに、円滑な供給体制の構築に努める。

(医療用資機材・医薬品の備蓄)

- ⑧ 備蓄品目の見直しや更新を行うとともに、適正な保管管理を行う。

(輸血用血液製剤の確保)

- ⑨ 血液が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

(災害拠点病院等との連携強化)

- ⑩ 災害時に迅速な医療が提供できるよう、災害拠点病院等（済生会川内病院・川内市医師会立市民病院）との連携を強化する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(物資輸送ルートの確保) (再掲 2-1)

- ① 道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、緊急輸送機能の軸となる交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数ルートの確保、関係機関との協力体制の強化を図る。

(道路寸断による孤立集落の発生防止対策)

- ② 防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ③ 拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防施設、情報通信機能の耐災害性の強化)

- ① 地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化するとともに、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

(消防の体制等強化)

- ② 火災、救助、救急事案が同時に多発し、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- ③ 災害対応において、関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める。

(DMA Tの受入体制の整備)

- ④ 災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、県知事の派遣要請により市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMA T）の受入体制を整備するため、県と連携して取組を進める。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(備蓄物資の供給体制等の強化) (再掲 2-1)

- ① 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

(一時滞在施設の確保)

- ② 帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲 2-1)

- ① 災害時の緊急輸送ルートを確認するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道の整備促進活動を強化する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲 2-1)

- ② 拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。

(救急医療体制の充実・強化) (再掲 2-1)

- ③ 救急医療体制を充実・強化するため、県の運航するドクターヘリが安定した運用ができるよう、県及び関係機関との連携を強化する。

(災害拠点病院等との連携強化) (再掲 2-1)

- ④ 災害時に迅速な医療が提供できるよう、災害拠点病院等(済生会川内病院・川内市医師会立市民病院)との連携を強化する。

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

- ⑤ 災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する。

(DMATの受入体制の整備) (再掲 2-3)

- ⑥ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、県知事の派遣要請により市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備するため、県と連携して取組を進める。

(災害医療コーディネート体制の整備)

- ⑦ 災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について検討を行う。

(医療救護活動の体制整備)

- ⑧ 本市の災害拠点病院等（済生会川内病院・川内市医師会立市民病院）において、医療従事者を確保するため、県医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)

- ① 感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒指示等を行う保健所との連携に努める。

(下水道BCPの見直し)

- ② 下水道BCPを見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

2-7 劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(公共施設の耐震化の推進) (再掲1-1)

- ① 発災後の活動拠点となる公共施設等について、耐震化を推進する。

(電力供給遮断時の電力確保)

- ② 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努めるとともに、再生可能エネルギー電源の利用に当たっては、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯（スマコミライト）の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図れるよう取組を進める。

(避難所の施設整備)

- ③ 非常用電源などの防災機能の充実を図るとともに、バリアフリー化等の施設整備を進める。

(避難所の環境整備)

- ④ 避難所における安全性及び良好な居住性の確保など避難所に滞在する避難者の生活環境の整備に取り組む。

(避難所運営マニュアルの見直し)

- ⑤ 地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どもへのニーズへの対応等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの見直しを検討する。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(公共施設の耐震化の推進) (再掲 1-1)

- ① 発災後の活動拠点となる公共施設等について、耐震化を推進する。

(電力供給遮断時の電力確保) (再掲 2-7)

- ② 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努めるとともに、再生可能エネルギー電源の利用に当たっては、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯(スマコミライト)の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図れるよう取組を進める。

(情報通信インフラの確保)

- ③ 災害等による情報通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関を中心に、情報通信機能の冗長化等の環境整備を推進する。

(自治体BCPの策定等)

- ④ 本市における業務継続計画(BCP)の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報伝達手段の多様化)

- ① Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線機能の維持・管理、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、インターネットの活用、FMさつませんだいの協定等により、情報伝達手段の多様化を図る。また、旅行者や高齢者・障害者等にも配慮した情報提供手段を確保する。

(情報通信インフラの確保) (再掲 3-1)

- ② 災害等による情報通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、本庁舎や出先機関を中心に、情報通信機能の冗長化等の環境整備を推進する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(道路網の確保)

- ① 道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する。

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ② 拠点となる港湾の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲2-1)

- ③ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道の整備促進活動を強化する。

(企業におけるBCP策定等の支援)

- ④ 災害時に重要業務を継続するための業務継続計画(BCP)の策定や、不測の事態においても事業を継続するための業務継続マネジメント(BCM)の構築についての支援情報の周知・広報に努める。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(装備資機材の充実強化及び災害対応訓練の継続実施)

- ・ 災害による死傷者を最小化するため、装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害対応訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(港湾施設の耐震・耐波性能等の強化) (再掲5-1)

- ① 拠点となる港湾の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。

(道路の防災対策の推進)

- ② 地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を推進する。

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進) (再掲2-1)

- ③ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道の整備促進活動を強化する。

5－4 食料等の安定供給の停滞

（道路網の確保）（再掲 5－1）

- ① 道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する。

（漁港の機能保全）

- ② 大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保するため、施設機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する。

（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進）（再掲 2－1）

- ③ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道の整備促進活動を強化する。

（備蓄物資の供給体制等の強化）（再掲 2－1）

- ④ 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

5－5 災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（応急給水体制の整備）

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、応急給水体制の充実を図る。

（農業水利施設等の適切な維持管理）

- ② かんがい用水のための川内右岸地区第2揚水機場を整備しているが、造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、関連施設の適切な維持管理に努め、川内右岸地区の農業用水の安定的な供給を行う。

6 必要最低限の上下水道、電気等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

6-1 ライフライン（上水道、污水处理施設、電気等）の長期間にわたる機能の停止

（水道施設等の耐震化等の推進）（再掲 2-1）

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する。

（污水处理施設の防災対策の強化）

- ② 老朽化が進行している污水处理施設の更新等を速やかに実施し、施設の安全性を高めるとともに、污水处理施設の耐震対策等を推進する。

（小型合併処理浄化槽への転換の促進）

- ③ 個別処理の地域において、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

（下水道BCPの見直し）（再掲 2-6）

- ④ 下水道BCPを見直し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

（電力供給遮断時の電力確保）（再掲 2-7）

- ⑤ 防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努めるとともに、再生可能エネルギー電源の利用に当たっては、非常用発電機との併用や独立型LED街路灯（スマコミライト）の活用、その他運用方法の工夫等により設備利用の効率化を図れるよう取組を進める。

6-2 交通インフラの長期間にわたる機能停止

（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進）（再掲 2-1）

- ① 災害時の緊急輸送ルートを確認するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進活動を行う。特に、今後開通予定の南九州西回り自動車道の整備促進活動を強化する。

（災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保）

- ② 陸上輸送ルートを確認し、複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する。

（無電柱化等の推進）（再掲 1-1）

- ③ 大規模地震の発生により倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。また、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1）

- ④ 拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁を始めとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生

(救助活動能力(体制、装備資機材)の充実向上)

- ① 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

(土地区画整理事業等の推進) (再掲1-2)

- ② 都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

(都市公園事業の推進)

- ③ 都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する。

(消防団や自主防災組織等の充実強化) (再掲1-2)

- ④ 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発など、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

(大規模地震時の電気火災対策の推進) (再掲1-2)

- ⑤ 地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、火災予防運動等や防火指導訪問事業などの機会を通じて防火対策の啓発を図る。

7-2 海上・臨海部の広域災害の発生

(港湾BCPの推進)

- ① 大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPに基づき、関係者と連携を図り、これらの事態への対応を強化する。

(消防団や自主防災組織等の充実強化) (再掲1-2)

- ② 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発など、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化の促進) (再掲 1-1)

- ① 住宅・建築物の耐震化を促進する。

(交通施設の耐震化) (再掲 1-1)

- ② 大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが予想される。このため、交通施設の耐震化を促進する。

(無電柱化等の推進) (再掲 1-1)

- ③ 大規模地震の発生により倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。また、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(農業用ため池の防災対策)

- ① 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池(防災重点ため池)について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する。

(防災インフラの維持管理・更新)

- ② 防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う。

7-5 有害物質等の大規模拡散・流出

(保安全管理体制の強化)

- ① 管内の危険物施設に計画的に立入検査を実施し、維持管理状況の把握及び消防法に基づく点検等を実施し、保安全管理体制を強化するとともに、当該施設で発生する特殊な災害を防ぐため、防災上必要な資機材の整備等を行う。

(川内川水系の水質汚濁対策)

- ② 川内川の水は、上水道用水・農業用水・工業用水として幅広く利用されており、有害物質等が流出する水質事故等により、川内川の水質が悪化し、安全な水利用が脅かされる事態に対処するため、関係機関と連携して、水質汚濁対策に取り組む。

(原子力防災)

- ③ 継続的な原子力防災情報の提供、原子力防災訓練の実施、避難計画の改善及び原子力災害時の避難道路の整備を促進する。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地侵食防止対策の推進）

- ① 災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

（適切な森林整備の推進）

- ② 間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

（鳥獣被害防止対策の推進）

- ③ 県や近隣市町村等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(ストックヤードの確保)

- ① 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保に努める。

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ② 災害廃棄物処理計画の策定及び適時の見直しを継続的に実施するとともに、処理の実効性向上に努める。

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(関係団体との体制の強化、担い手確保・育成)

- ・ 復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組を行う。

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(海岸・河川堤防等の整備)

- ・ 現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。また、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

- ① ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、県や近隣市町村等と連携しながら対応する。

(文化財の保護管理)

- ② 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制確立のための指導・支援を行い、専門家や地域と連携しながら、歴史的景観や災害対応に配慮した文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。また、災害による文化財への損害・損失を最小限にとどめるためのレスキュースキルの事前取得にも努め、文化財防災ネットワークを構築する。

第2節 指標

推進方針で示した本市の取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	危険ブロック塀等解体撤去補助金交付確定件数	7 件	7 5 件
		市営住宅の共用部分改善	242 戸 (15 棟)	559 戸 (34 棟)
		市民による救命活動の実施率	55.4%	65%
		自治会加入率	78.8%	85%
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	自主防災組織の訓練実施率	25.1%	40%
		消防団員の充足率	94.4%	100%
		出火率	4.3%	3.1%
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	学校施設長寿命化計画取組事業数	1 事業	1 5 事業
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	内水対策中期ビジョンの進捗率	16.0%	27%
		自主防災組織の訓練実施率(再掲 1-2)	25.1%	40%
		天辰第一地区土地区画整理事業進捗率	94.4%	100%
		天辰第二地区土地区画整理事業進捗率	11.6%	68.5%
		雨水ポンプ場耐震化進捗率	33.3%	67%
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生	県単急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数	49 箇所	60 箇所
		戸別受信機設置数	200 台／年	200 台／年

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止	水道事業耐震適合率	31.5%	45%以上
		簡易水道事業耐震適合率	9.8%	15%以上
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	林道建設計画延長の実施率	86%	100%
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備進捗率	0%	30%
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	非常用発電設備更新進捗率	0%	100%
		消防団員の充足率 (再掲 1-2)	94.4%	100%
		車庫詰所等更新計画の達成率	0%	100%
		消防団車両更新計画の達成率	17.5%	100%
		常備車両更新計画の達成率	16.0%	100%
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	備蓄食料等の数	32,182セット	現状維持
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	巡回診療受診件数	400 件	360 件
2-6	疫病・感染症等の大規模発生	予防接種の接種率	69%	90%以上
		下水道業務継続計画の見直し	策定済 (簡易版)	策定 (詳細版)
2-7	劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	本庁舎設備機器等更新基数	0 基	2 基
		次世代エネルギー設備年間発電量	845,000kWh	935,000kWh
		高齢者施設における避難訓練の実施	年 1 回 (各施設)	年 1 回 (各施設)

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	市業務継続計画の策定	一部策定	策定

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	地域情報化推進計画進捗率	51.0%	60%
		光回線サービスエリア利用可能世帯率	79.4%	100%
		消防指令センター機器中間更新進捗率	0%	100%

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	南九州西回り自動車道の供用率（八代～鹿児島）	72.7%	75.6%
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	常備消防一般管理年次計画修繕・補修率	0%	100%
5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備進捗率(再掲 2-2)	0%	30%
		南九州西回り自動車道の供用率（八代～鹿児島） (再掲 5-1)	72.7%	75.6%
5-4	食料等の安定供給の停滞	飼料作物降灰被害減収率	11%	10%
		漁港機能保全計画策定数	5 漁港	9 漁港
5-5	災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	危機管理マニュアル(応急給水体制)の策定	策定済 (簡易版)	策定 (詳細版)
		かんがい面積	3 5 7 h a	3 5 7 h a

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
6-1	ライフライン（上水道、 汚水処理施設、電気等） の長期間にわたる機能の 停止	水道事業耐震適合率（再掲 2-1）	31.5%	45.0%以上
		簡易水道事業耐震適合率 （再掲 2-1）	9.8%	15.0%以上
		下水道業務継続計画の見直 し（再掲 2-6）	策定済 （簡易版）	策定 （詳細版）
		次世代エネルギー設備年間 発電量（再掲 2-7）	845,000kWh	935,000kWh
6-2	交通インフラの長期間に わたる機能停止	南九州西回り自動車道の供 用率（八代～鹿児島） （再掲 5-1）	72.7%	75.6%
		横馬場田崎線整備率	0%	30%
		中郷五代線整備率	98%	100%
		川内港唐浜埠頭大水深耐震 岸壁整備進捗率（再掲 2-2）	0%	30%

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生	消防団員の充足率 (再掲 1-2)	94.4%	100%
		耐震性防火水槽設置数	61 基	71 基
		自主防災組織の訓練実施率 (再掲 1-2)	25.1%	40%
		市民による救命活動の実施率(再掲 1-1)	55.4%	65%
7-2	海上・臨海部の広域災害の発生	消防団員の充足率 (再掲 1-2)	94.4%	100%
		車庫詰所等更新計画の達成率(再掲 2-3)	0%	100%
		消防団車両更新計画の達成率(再掲 2-3)	17.5%	100%
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	一般国道 3 号上川内地区景観整備率	0%	100%
7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	海岸保全施設長寿命化計画策定数	4 漁港	5 漁港
		漁港機能保全計画策定数 (再掲 5-4)	5 漁港	9 漁港
7-5	有害物質等の大規模拡散・流出	消防法に基づく立入検査実施施設数	2 4 6 施設	1, 4 2 5 施設
		原子力防災訓練の実施	実施	実施
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	県単急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数(再掲 1-5)	49 箇所	60 箇所
		林道建設計画延長の実施実績(再掲 2-2)	86%	100%
		有害鳥獣捕獲頭数	イノシシ 2,077 頭 ニホンジカ 3,271 頭 タヌキ・アナグマ・カ ラス等 1,522 頭・羽	イノシシ 2,400 頭 ニホンジカ 4,300 頭 タヌキ・アナグマ・カ ラス等 1,250 頭・羽

番号	リスクシナリオ	指標	現状値 (R 1)	目標値 (R 6)
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画策定	未策定	策定
8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	地域防災連絡調整会議開催数	年 1 回	年 1 回
8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備進捗率(再掲 2-2)	0%	30%
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	自治会加入率(再掲 1-1)	78.8%	85%
		歴史資料レスキュー講習受講者数	0 人	1 人
		入来麓街なみ環境整備率	38.1%	100%

第6章 推進方針に基づく事業

リスクシナリオごとの推進事業

第5章第1節の推進方針を踏まえて、「リスクシナリオ」を回避するために取り組む事業について、次のとおり整理した。

なお、当該事業一覧については、毎年度、掲載内容を見直すこととする。

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	木造住宅耐震診断補助事業	Ⅳ－２－③
		木造住宅耐震改修工事補助事業	Ⅳ－２－③
		危険ブロック塀等解体撤去促進事業	Ⅳ－２－③
		一般国道３号上川内地区景観整備事業	Ⅳ－４－③
		建築物耐震改修促進事業	Ⅳ－２－③
		公営住宅ストック総合改善事業	Ⅳ－２－③
		本庁舎設備機器等更新事業	Ⅵ－４－②
		災害予防応急対策事業	Ⅳ－１－②
		防災体制整備事業	Ⅱ－１－①
		児童福祉避難施設における避難確保計画促進事業	Ⅳ－１－②
		自治会育成事業	Ⅵ－１－②
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	天辰第一地区土地区画整理事業	Ⅳ－２－②
		天辰第二地区土地区画整理事業	Ⅳ－２－②

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-2	密集市街地や不特定多数 が集まる施設における大 規模火災による多数の死 傷者の発生	温泉場土地区画整理事業	Ⅳ－２－②
		横馬場田崎線整備事業	Ⅳ－４－②
		川内川市街部改修事業	Ⅳ－１－①
		災害予防応急対策事業（再掲 1-1）	Ⅳ－１－②
		児童福祉避難施設における避難確保計画促 進事業（再掲 1-1）	Ⅳ－１－②
		防災体制整備事業（再掲 1-1）	Ⅱ－１－①
		消防団施設整備事業	Ⅱ－１－②
		消防団資機材整備事業	Ⅱ－１－②
		防火指導訪問事業	Ⅱ－１－②
1-3	広域にわたる大規模津波 等による多数の死傷者の 発生	甌ミュージアム整備事業	Ⅴ－４－①②
		学校施設長寿命化推進事業	Ⅴ－１－③
		防災マップ整備事業	Ⅱ－１－①
		防災意識啓発用リーフレット作成事業	Ⅱ－１－①
1-4	突発的又は広域かつ長期 的な市街地等の浸水によ る多数の死傷者の発生	河川施設維持補修事業	Ⅳ－１－①
		災害予防応急対策事業（再掲 1-1）	Ⅳ－１－②
		天辰第一地区土地区画整理事業（再掲 1-2）	Ⅳ－２－②

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	天辰第二地区土地区画整理事業（再掲 1-2）	Ⅳ－２－②
		川内川市街部改修事業（再掲 1-2）	Ⅳ－１－①
		防災マップ整備事業（再掲 1-3）	Ⅱ－１－①
		防災意識啓発用リーフレット作成事業（再掲 1-3）	Ⅱ－１－①
		河川映像配信システム機器更新事業	Ⅳ－１－①
		気象観測装置整備事業	Ⅳ－１－①
		清浦ダム管理事業	Ⅳ－１－①
		湛水防除施設維持補修事業	Ⅳ－１－①
		下水道ストックマネジメント事業	Ⅳ－１－①
		中郷ポンプ場耐震化事業	Ⅱ－３－①
		内水対策事業	Ⅳ－１－①
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生	治山事業	Ⅳ－１－②
		急傾斜地崩壊対策事業	Ⅳ－１－②
		県単砂防事業	Ⅳ－１－②
		がけ地近接等危険住宅移転事業	Ⅳ－１－②
		危険廃屋等解体撤去促進事業	Ⅳ－１－③
		防災行政無線通信施設等整備事業	Ⅳ－１－①

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止	下甕島簡易水道整備事業（基幹改良）	Ⅱ－３－①
		避難道路整備事業	Ⅳ－１－①
		川内川高潮対策促進事業	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業	Ⅳ－６－①
		南九州西回り自動車道建設促進事業	Ⅳ－４－③
		備蓄物資整備事業	Ⅳ－１－①
		ヘリポート整備事業	Ⅳ－１－①
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	避難道路整備事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		電源立地校区振興事業	Ⅳ－４－②
		林道建設事業	Ⅲ－１－②
		川内川高潮対策促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防施設整備事業	Ⅱ－１－②
		消防資機材整備事業	Ⅱ－１－②
		消防団施設整備事業（再掲 1-2）	Ⅱ－１－②
		消防団資機材整備事業（再掲 1-2）	Ⅱ－１－②
		災害対応標準化事業	Ⅱ－１－①
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	備蓄物資整備事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－４－③
		（仮称）唐浜臨海道路整備事業	Ⅳ－４－③
		川内川高潮対策促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		ヘリポート整備事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の位置付け
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	甕島地域診療所医療従事者等確保事業	I - 1 - ③
		特定診療科巡回診療事業	I - 1 - ②
2-6	疫病・感染症等の大規模発生	感染症等予防事業	I - 1 - ①
		下水道業務継続計画作成事業	IV - 1 - ①
2-7	劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	本庁舎設備機器等更新事業（再掲 1-1）	VI - 4 - ②
		建築物耐震改修促進事業（再掲 1-1）	IV - 2 - ③
		公営住宅ストック総合改善事業（再掲 1-1）	IV - 2 - ③
		総合運動公園防災機能強化事業	Ⅲ - 2 - ④
		川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業	Ⅲ - 2 - ④
		避難所運営管理事業	Ⅱ - 1 - ①
		避難施設整備事業	IV - 1 - ①
		災害時における要支援者の避難支援事業	I - 4 - ④
		避難行動要支援者避難支援事業	I - 4 - ④
		緊急通報体制等整備事業	I - 3 - ②
		高齢者施設避難対策事業	I - 3 - ①②③

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の位置付け
3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	本庁舎設備機器等更新事業（再掲 1-1）	Ⅵ－４－②
		公営住宅ストック総合改善事業（再掲 1-1）	Ⅳ－２－③
		総合運動公園防災機能強化事業（再掲 2-7）	Ⅲ－２－④
		川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業（再掲 2-7）	Ⅲ－２－④
		市業務継続計画作成事業	Ⅳ－１－①
4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	防災行政無線通信施設等整備事業（再掲 1-5）	Ⅳ－１－①
		防災用移動局無線機整備事業	Ⅳ－１－①
		公共災害集計及び地区災害集計に係る災害調査体制整備事業	Ⅳ－１－①
		地域情報化推進事業	Ⅳ－５－②
		光ファイバー管理事業	Ⅳ－５－①
		避難行動要支援者避難支援事業（再掲 2-7）	Ⅰ－４－④
		緊急通報体制等整備事業（再掲 2-7）	Ⅰ－３－②
		高齢者施設避難対策事業（再掲 2-7）	Ⅰ－３－①②③
		広報管理事業	Ⅵ－３－①
		消防指令センター機器更新事業	Ⅱ－１－②

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	橋梁維持補修事業	Ⅳ－４－①
		道路維持補修事業	Ⅳ－４－①
		川内川高潮対策促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－４－③
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	常備消防一般管理事業	Ⅱ－１－②
5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	川内川高潮対策促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		橋梁維持補修事業（再掲 5-1）	Ⅳ－４－①
		道路維持補修事業（再掲 5-1）	Ⅳ－４－①
		南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－４－③
5-4	食料等の安定供給の停滞	避難道路整備事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		橋梁維持補修事業（再掲 5-1）	Ⅳ－４－①
		道路維持補修事業（再掲 5-1）	Ⅳ－４－①
		川内川高潮対策促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
5-4	食料等の安定供給の停滞	活動火山周辺地域防災営農対策事業	Ⅲ－１－②
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業	Ⅳ－１－①
		水産物供給基盤機能保全事業	Ⅳ－１－①
		南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－４－③
		備蓄物資整備事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
5-5	災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	危機管理マニュアル（応急給水体制）作成事業	Ⅱ－３－①
		水土利用事業	Ⅲ－１－②
6-1	ライフライン（上水道、汚水処理施設、電気等）の長期間にわたる機能の停止	総合運動公園防災機能強化事業（再掲 2-7）	Ⅲ－２－④
		川内駅コンベンションセンター次世代エネルギーシステム導入事業（再掲 2-7）	Ⅲ－２－④
		下甕島簡易水道整備事業（基幹改良）（再掲 2-1）	Ⅱ－３－①

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
6-1	ライフライン（上水道、 汚水処理施設、電気等） の長期間にわたる機能の 停止	川内地区公共下水道整備事業	Ⅱ－３－①
		小型合併処理浄化槽設置整備事業	Ⅱ－３－③
		下水道業務継続計画作成事業（再掲 2-6）	Ⅳ－１－①
		下水道ストックマネジメント事業（再掲 1-4）	Ⅳ－１－①
		農業集落排水事業	Ⅱ－３－③
6-2	交通インフラの長期間に わたる機能停止	南九州西回り自動車道建設促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－４－③
		（仮称）唐浜臨海道路整備事業（再掲 2-5）	Ⅳ－４－③
		一般道路整備事業	Ⅳ－４－②
		電源立地校区振興事業（再掲 2-2）	Ⅳ－４－②
		横馬場田崎線整備事業（再掲 1-2）	Ⅳ－４－②
		中郷五代線整備事業	Ⅳ－４－②
		橋梁維持補修事業（再掲 5-1）	Ⅳ－４－①
		避難道路整備事業（再掲 2-1）	Ⅳ－４－①
		一般国道３号上川内地区景観整備事業（再掲 1-1）	Ⅳ－４－③
		港湾管理事業	Ⅳ－４－①
		漁港維持補修事業	Ⅲ－１－②

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
6-2	交通インフラの長期間にわたる機能停止	川内川高潮対策促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		天辰第一地区土地区画整理事業（再掲 1-2）	Ⅳ－２－②
		天辰第二地区土地区画整理事業（再掲 1-2）	Ⅳ－２－②
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生	消防団施設整備事業（再掲 1-2）	Ⅱ－１－②
		消防団資機材整備事業（再掲 1-2）	Ⅱ－１－②
		消防施設整備事業（再掲 2-3）	Ⅱ－１－②
		消防資機材整備事業（再掲 2-3）	Ⅱ－１－②
		防火水槽整備事業	Ⅱ－１－②
		観光客安全促進事業	Ⅲ－３－①
		天辰第一地区土地区画整理事業（再掲 1-2）	Ⅳ－２－②
		天辰第二地区土地区画整理事業（再掲 1-2）	Ⅳ－２－②
		温泉場土地区画整理事業（再掲 1-2）	Ⅳ－２－②
		川内川市街部改修事業（再掲 1-2）	Ⅳ－１－①
		都市公園事業	Ⅱ－４－②

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災による多数の死傷者の発生	災害予防応急対策事業（再掲 1-1）	Ⅳ－１－②
		学校安全事業（再掲 1-1）	Ⅴ－１－②
		児童福祉避難施設における避難確保計画促進事業（再掲 1-1）	Ⅳ－１－②
		防災体制整備事業（再掲 1-1）	Ⅱ－１－①
		防火指導訪問事業（再掲 1-2）	Ⅱ－１－②
7-2	海上・臨海部の広域災害の発生	災害予防応急対策事業（再掲 1-1）	Ⅳ－１－②
		児童福祉避難施設における避難確保計画促進事業（再掲 1-1）	Ⅳ－１－②
		防災体制整備事業（再掲 1-1）	Ⅱ－１－①
		学校安全事業（再掲 1-1）	Ⅴ－１－①
		消防団施設整備事業（再掲 1-2）	Ⅱ－１－②
		消防団資機材整備事業（再掲 1-2）	Ⅱ－１－②
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	木造住宅耐震診断補助事業（再掲 1-1）	Ⅳ－２－③
		木造住宅耐震改修工事補助事業（再掲 1-1）	Ⅳ－２－③
		危険ブロック塀等解体撤去促進事業（再掲 1-1）	Ⅳ－２－③
		一般国道 3 号上川内地区景観整備事業(再掲 1-1)	Ⅳ－４－③

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の位置付け
7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	ため池ハザードマップ作成事業	Ⅳ－１－①
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業（再掲 5-4）	Ⅳ－１－①
		水産物供給基盤機能保全事業（再掲 5-4）	Ⅳ－１－①
		橋梁維持補修事業（再掲 5-1）	Ⅳ－４－①
		道路維持補修事業（再掲 5-1）	Ⅳ－４－①
		清浦ダム管理事業（再掲 1-4）	Ⅳ－１－①
		湛水防除施設維持補修事業（再掲 1-4）	Ⅳ－１－①
7-5	有害物質等の大規模拡散・流出	消防法に基づく危険物規制事業	Ⅱ－１－②
		川内川水系水質汚濁対策連携事業	Ⅱ－２－③
		広報調査事業	Ⅱ－１－③
		原子力防災訓練事業	Ⅱ－１－③
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	市単土地改良事業	Ⅲ－１－②
		急傾斜地崩壊対策事業（再掲 1-5）	Ⅳ－１－②
		県単砂防事業（再掲 1-5）	Ⅳ－１－②
		林道建設事業（再掲 2-2）	Ⅲ－１－②
		林業施設維持管理事業	Ⅲ－１－②
		治山事業（再掲 1-5）	Ⅳ－１－②

番号	リスクシナリオ	実施事業	総合計画の 位置付け
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	鳥獣被害対策実践事業	Ⅲ－１－②
		有害鳥獣駆除対策事業	Ⅲ－１－②
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画作成事業	Ⅱ－２－①
8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	地域防災連絡調整会議事業	Ⅱ－１－①
8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	川内川高潮対策促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－１－①
		川内港整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
		川内港唐浜埠頭大水深耐震岸壁整備促進事業（再掲 2-1）	Ⅳ－６－①
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	コミュニティセンター維持管理事業	Ⅵ－１－①
		自治会育成事業（再掲 1-1）	Ⅵ－１－②
		甕ミュージアム整備事業（再掲 1-3）	Ⅴ－４－①②
		歴史資料レスキュー事業	Ⅴ－４－①
		入来麓街なみ環境整備事業	Ⅴ－４－②

第7章 本計画の推進

第1節 本計画の進捗管理

市地域計画の進捗管理は、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

第2節 本計画の見直し

市地域計画の見直しに当たっては、国、県の国土強靱化施策の動向を踏まえたものとするため、概ね5年ごとに実施することとし、国基本計画及び県地域計画の改定後、速やかに市地域計画の見直しを行うこととする。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第3節 市の他の計画等の必要な見直し

市地域計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

参考資料

■ 用語の説明

か行

- ・ **業務継続計画（ＢＣＰ）**

ＢＣＰは、Business Continuity Plan の略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断せず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画である。

- ・ **業務継続マネジメント（ＢＣＭ）**

ＢＣＭは、Business Continuity Management の略。ＢＣＰの策定から推進、見直しなど全体を管理すること。

さ行

- ・ **災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）**

ＤＭＡＴは、Disaster Medical Assistance Team の略。医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（概ね４８時間以内）の活動を担う。

- ・ **サプライチェーン**

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称

- ・ **ストックヤード**

災害廃棄物を一時的に保管する場所のこと。

- ・ **全国瞬時警報システム（Ｊアラート）**

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムのこと。

は行

- ・ **ハザードマップ**

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

施策体系図

基本理念

安全・安心

互いに支え合い、安全・安心が暮らしを支えます

活力

増えた地域の活力から、更なる魅力を創造します

共生

人と地域が活躍する、共生協働のまちづくりを進めます

行財政

効率的・効果的な行財政運営を推進します

将来都市像

人と地域が躍動し
安心と活力のあるまち
薩摩川内

第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画 施策体系図

政策	施策	施策の方向性	総合戦略		SDGs
			雇用	移住・定住	
I 健康・福祉	1 生涯を通じて健康づくりの推進と医療体制の充実	①健康に対する市民意識の向上 ②健康づくりの推進		①②	
	2 安心して子どもを産み育てられる支援の強化	③出産・育児・結婚生活の支援 ④多様なニーズに応じた子育て支援の充実 ⑤保育サービスの充実 ⑥子育て相談体制の充実		①② ③④	
	3 地域が支える高齢者福祉の充実	①介護施設と生活がいきいきするまちづくりの推進 ②地域に根ざしたケアや支援の充実 ③介護施設整備による居宅サービスの充実		①	
	4 地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	①障害者(児)福祉の充実 ②障害者の雇用・職業生活支援の充実 ③生活困窮者の自立支援等の充実 ④地域福祉の充実			
II 生活環境	1 市民の安全確保と防災対応の推進	①地域防災力の向上 ②消防・救急体制の充実 ③原子力安全対策の推進 ④安全な市民生活の確保 ⑤交通安全・防災対策の推進		①	
	2 持続可能な地域を守る環境対策の充実	①ごみ処理対策の推進 ②持続可能な自然環境の保全 ③環境学習と環境保全活動の推進 ④持続可能な地域環境対策の推進			
	3 安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	①計画可能な施設整備と災害に強い施設整備 ②持続可能な健全経営 ③汚水処理人口普及率の向上 ④公園等の整備 ⑤公園等の維持管理 ⑥景観の形成		③	
	4 公園等の整備・維持管理と良好な景観形成の推進				
III 産業振興	1 一次産業の振興と六次産業化の促進	①担い手づくりの推進 ②持続可能な魅力ある農山漁村の基盤整備の推進 ③経営基盤強化と地域特性を活かした産地づくりの推進 ④食の安全対策の推進 ⑤農林漁業の六次産業化の促進	①② ⑤		
	2 地域の強みを活かしたビジネス展開と連携による商工業の振興	①地域経済活性化と多様な人材を活かす雇用対策の推進 ②中小企業・小規模事業者の育成・支援 ③次世代エネルギー産業の育成・支援 ④先導的産業の育成・支援	①② ③④ ⑤		
	3 市民ぐるみによるシティセーラーズの推進と観光物産ビジネスの展開	①交流人口・滞在人口・インバウンドの拡大 ②物産振興力の強化 ③観光物産施設の充実 ④市民と一体となったシティセーラーズプロモーションの充実 ⑤観光物産マネジメントの充実	①② ③⑤	④	
IV 社会基盤	1 災害に強い防災基盤の整備・保全	①防災施設等の整備・保全 ②防災対策事業の推進			
	2 快適な住環境と利便性の高い市街地の整備・保全	①中心市街地の形成と魅力ある発展 ②都市基盤の整備・保全 ③住環境の保全 ④移住・定住の促進		①② ③	
	3 発展を支える公共交通ネットワークの整備	①鉄道交通の利用促進 ②バス交通の利用促進 ③自転車利用促進 ④総合的な公共交通の連携と強化			
	4 利便性の高い道路の整備・保全	①適切な維持管理等の促進 ②市道の整備 ③国道・県道の整備促進			
	5 次世代通信基盤整備とICT、IoT等の活用推進	①次世代通信基盤等の整備 ②地域情報化推進計画に基づく施策の推進 ③川内港の利活用推進 ④川内港を活用したにぎわいの創出		①②	
	6 人と物流を支える港湾機能の充実		②		
V 教育文化	1 未来をたくましく生きる力を育む教育の推進	①小中一貫教育の充実 ②知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進 ③教育環境の充実 ④地域の教育力の向上		③	
	2 地域全体で子どもを守り育てる環境整備	①家庭の教育力の向上 ②地域の教育力の向上 ③指導者の指導力向上 ④総合的なネットワークの連携強化		②	
	3 学び活かす生涯学習と多文化共生の推進	①生涯学習の展開とネットワーク化 ②生涯学習を進めるコア・ネットワーク機能の充実 ③多文化共生の推進 ④文化財等の保存・継承・活用		①②	
	4 誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用	①文化財等の保存・継承・活用 ②文化活動の推進 ③スポーツ振興による地域の活性化			
	5 スポーツ活動を楽しむ環境整備	①生涯スポーツの推進 ②競技スポーツの振興 ③スポーツ振興による地域の活性化	③	①	
VI 地域経営	1 地域力を発揮するコミュニティ活動等への支援	①地域の自立・活性化への支援 ②住民自治に対する意識の向上 ③持続可能な地域づくりへの支援		①③	
	2 お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進	①人権教育・啓発の推進 ②相談体制の充実 ③男女共同参画社会の実現に向けた啓発と取組の促進			
	3 市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進	①広聴・広報活動の充実 ②人材育成・確保 ③有用な組織・機能の充実			
	4 効果的かつ効率的な行政経営の推進	①PDCAサイクルによる検証と改善 ②公共施設等の効率的維持管理 ③広域連携等の推進		③	
	5 健全で安定した財政運営の推進	①将来の財政見通しの算定 ②財政収支の確保 ③収入財源の確保・拡大			

薩摩川内市国土強靱化地域計画

令和 2 年 月発行

■発行：薩摩川内市
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-23-5111
FAX 0996-20-5570
E-mail : seisaku@city.satsumasendai.lg.jp

■編集：薩摩川内市 企画政策部 企画政策課